R8.1.19北海道開発局札幌開発建設部
特定公物管理対策官（特殊車両）

特殊車両通行確認制度普及・許可制度迅速化に係るアンケート

北海道開発局・札幌開発建設部では、申請許可によらず即日通行可能な「特殊車両通行確認制度」（令和4年4月1日開始）の普及促進を進め、併せて許可制度の迅速化を進めるべく、事業者や行政書士等の皆様の生の声を頂き、お役立ち情報の提供や関係施策に反映したく思いますので、恐れ入りますがアンケートの記入・提出にご協力お願いいたします。**（2月13日(金)までを目処に頂けると幸甚です）**

頂いた内容を踏まえ、こちらからご連絡差し上げる場合がありますが、情報の取り扱いについては留意し、個人情報を伏せた上で特車許可・確認制度の普及啓発に関する以外では使用いたしません。

会社(事業所)名 又は 行政書士等事務所名：
氏　名（役職・担当等）：　（　）
連絡先（電話番号）：　（E-Mail）：

問1　特殊車両通行「許可」申請の作成・提出について、該当するものをお選びください。（複数選択可）
□①-1 【事業者の場合】自社で作成している
□①-2 【事業者の場合】社外（行政書士等の代理人）に委託している
□①-3 【事業者の場合】傭車契約等によるため、自社では作成していない（しないこともある）
□② 【行政書士等代理人の場合】業として手掛けている
□③ 【共通】これまで作成したことがない（特車に該当する申請がない、別会社で申請etc…）

問2　主にどんな車両を扱っていますか？（複数回答可）
□①-1　単車（バン型）　※総重量20t超～25t以下かつ、幅2.5m・高さ3.8m・全長12m以下
□①-2　単車（その他）　※積載貨物の大きさにより幅2.5m・高さ3.8m・全長12mのいずれかを超える車両や、総重量が25tを超える特殊用途車など
□②-1　セミトレーラ（特例8車種：バン型・幌枠型・タンク型・国内コンテナ用・自動車運搬用）あおり型・スタンション型・船底型のいずれか）
□②-2　セミトレーラ（その他）　※積載貨物がトレーラ荷台からはみ出すことがある場合など
□③-1　国際海上コンテナ積載（ボックスorタンクで、積載するコンテナ寸法がISO規格のもの）
□③-2　国際海上コンテナ積載（3-1以外で、コンテナから貨物がはみ出すもの）
□④　重量物運搬用セミトレーラ（＝重セミ）
□⑤　ポールトレーラ　□⑥　フルトレーラ　□⑦　ダブルス　□⑧　自走式建設機械
□⑨　ダブル連結トラック　□⑩　その他（　）

問3　ETC2．0車載器についてお聞かせください。（「車両」はトラック・トラクタを指します。また、行政書士等代理人の場合は、お客様の中で最も多いと思われるものをお選びください）
(1)　車両への装着状況　※ETC2．0でない車載器は除く
□①全ての車両に装着　□②一部の車両に装着　□③装着していない　□④わからない
(2)　【(1)で①以外の場合】ETC2．0車載器の購入（非対応→対応への買換含む）について
□①購入したい　□②費用補助があれば購入したい　□③予定ない・必要ない　□④今はわからない
(1)(2)回答の詳細やETC2．0車載器に関する意見・要望などありましたら以下ご記入ください。[任意]

問4　「特殊車両通行確認制度」について

【お知らせ1：確認制度の概要】
申請者様において、
- あらかじめトラック・トラクタ及びトレーラの情報を登録
- その中から、実際に通行に使う車両を選んで積載貨物情報を入力
- 起点（出発地）と終点（目的地）を設定

すると、許可制度と共通の道路データ(道路情報便覧)により、未収録道路を除く個別協議が生じずに通行可能な経路が即時に示される（起終点周辺の道道・市町村道等＋国道等（＝大型車誘導区間・重要物流道路））もので、手数料もオンライン決済で行うため、最短で即日回答書を受け取って通行可能です。

【お知らせ2：「特殊車両通行確認制度」講習会開催のお知らせ】
北海道開発局・札幌開発建設部では、確認制度の指定登録確認機関である(一財)道路新産業開発機構（HIDO）特車登録センターと連携して2月24日(火)及び25日(水)の2日間、札幌市内で講習会を開催(対面とWEBの併用)する予定です。

(1)-1 確認制度の検討について【事業者の皆様】

□①導入したい　□②条件が合えば導入したい　□③導入は考えていない　□④わからない
□⑤導入中である　□⑥導入していたがやめた

(1)-2 確認制度の検討について【行政書士等代理人の皆様】

□①お客様に勧めたい　□②場合によってはお客様に勧めたい　□③お勧めしない　□④わからない

(1)-1・(1)-2の選択肢について、理由などありましたらご記入ください。[任意]

(2) 確認制度の疑問や知りたいことなどがありましたらご記入ください。（何でも結構です！）

問5 「許可申請」の経路作成の際、出発地・目的地の周辺部の道路(★)で、頻繁に通行するにも関わらず道路データがない区間（＝未収録道路）はありますか。

(★)特車手続上は「ラストマイル」と呼び、頻繁に通行する例として、自社の支店・事業所や車両ヤード、物流関係など、定期的な集荷・配達先の倉庫・店舗前の道路から最寄りの国道など(道路データ収録済)の区間

□①ある　□②ない

「①ある」場合、当該目的地と道路名をお知らせください。（可能でしたら図面等も添付してください）

（例：北海道道○○号□□通、●●市道▲▲通　など）

※未収録道路があると確認制度を導入できないため、利用頻度の高い道路については、当該道路管理者との調整を予定しています。（なお、道路の規格に対し車両が特に大きい・重い場合は、収録済道路でも導入できないことがあります）

問6 「許可申請」について、意見や質問、改善要望などありましたら、以下にご記入ください。[任意]
（内容・必要に応じ、適宜資料や画面などを補足として添付して頂ければと思います）

※頂いた内容について、広く共有することが申請者様の負担軽減に資するものについては、札幌開建ホームページ（特殊車両通行許可）にて、会社や個人情報を削除の上でQ&Aとして掲載することも検討したいと考えております。

R8.1.19北海道開発局札幌開発建設部
特定公物管理対策官（特殊車両）

【以上で終了です。ご協力ありがとうございました。】

【提出先】北海道開発局 札幌開発建設部 特定公物管理対策官（特殊車両：電話011-611-0313）
メール(受信専用)：**hkd-sp-honbu-d3@ki.mlit.go.jp** 又は FAX：**011-611-4209** まで